

特別養護老人ホーム等における嘱託医（配置医師）の報告について

令和 7（2025）年 3 月

栃木県保健福祉部国保医療課

1 嘱託医（配置医師）の報告について

別添「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 31 日付け保医発第 0331002 号 厚生労働省保険局医療課長通知（令和 6 年 3 月 27 日一部改正）（以下「取扱通知」という。））により、県は特別養護老人ホーム等の配置医師にかかる情報を把握することとされていますので、該当施設の嘱託医（配置医師）の状況について、栃木県保健福祉部国保医療課宛てに報告をお願いしています。

2 対象施設

養護老人ホーム（定員 111 名以上）、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所 等

- ・対象となる施設へは、例年年度当初に報告依頼をしています。
- ・令和 6（2024）年 4 月以降に新規開設された施設のうち対象となる施設へは、令和 7（2025）年度当初に報告依頼を予定しています。

3 報告内容

参考 3「特別養護老人ホーム等における嘱託医（配置医師）の状況報告項目」を御参照ください。

4 報告方法

インターネット（電子申請）による報告

操作方法については、参考 4「インターネットによる特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等調査の報告方法」を御参照ください。

また、パソコンだけでなく、スマートフォンによる報告も可能です。

インターネット環境のない施設は、下記「7 照会先」までお問い合わせください。

5 報告時期

前回の報告内容に変更が生じた場合には、その都度、御報告願います。

6 留意事項

取扱通知のとおり、施設の嘱託医（配置医師）が行う診療については、診療報酬として算定できない項目がありますので、各嘱託医（配置医師）に対して周知くださるようお願いいたします。

7 照会先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20

栃木県保健福祉部国保医療課高齢者医療担当（TEL：028-623-3137）

【関連書類】

- ・参考 1 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について（令和 6 年 3 月 27 日付け保医発第 0327 第 9 号 厚生労働省保険局医療課長通知）
- ・参考 2 特別養護老人ホーム等の施設及び嘱託医（配置医師）等の状況の報告方法等フローチャート
- ・参考 3 特別養護老人ホーム等における嘱託医（配置医師）の状況報告項目
- ・参考 4 インターネットによる特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等調査の報告方法（栃木県電子申請システムの利用方法）